

市立豊中病院総合情報通信システム（TOPICS）

再整備等業務に係る提案募集要項

平成 31 年（2019 年）1 月

市立豊中病院

第1章 TOPICS 再整備等業務の概要

1-1 趣旨

平成 27 年（2015 年）1 月に、「10 年間利用できる医療情報システム」として、市立豊中病院総合情報通信システム（以下「TOPICS」といいます。）を更新し、院内の情報化を推進してきています。しかし、医療環境の変化、院内の業務の変化や IT 技術の進歩等、目まぐるしく変わる社会情勢に対応するためには、情報化の分野においても総合的かつ合理的な計画の策定が必要です。このため、当院では、「豊中市の地域中核病院として、心温かな信頼される医療を提供します」という基本理念のもとに、市立豊中病院第 2 次医療情報化計画（以下「医療情報化計画」といいます。）を策定し、平成 32 年度（2020 年度）までの取り組むべき具体的な内容を示しています。医療情報化計画には、TOPICS の更新、インフラ整備及びセキュリティ向上を重点項目としてあげています。

TOPICS は、当院での課題を解決するために、変化する医療環境や患者のニーズ等の社会情勢に追従できる柔軟性と汎用性の高いシステムを実現していきます。また、システム導入後も継続して最適なサービスを提供できるシステム作りと体制を整備及び維持しなければいけません。

本業務は、医療情報化計画に基づき、次の 5 つの柱を重点項目とします。

- ① 現場業務に耐えうるレスポンスの実現とそれを維持し業務効率を向上させ、地域連携による情報提供を継続できることとし、さらに厚生労働省標準規格に対応すること。
- ② Microsoft Windows10 に移行することで OS（オペレーティングシステムをいいます。以下同じ。）のサポート終了による端末のセキュリティ問題を解消するとともに、シンクライアント技術を維持すること。また、サーバー仮想化の環境を整備することによって、OS の依存を低減できるよう構成を見直すこと。
- ③ より質の高い医療サービスを提供するため、患者への情報共有や医療事故防止につながる医療安全並びに病院運営に貢献できる情報基盤を構築すること。
- ④ 万一のシステム障害に備え、データの滅失を防止するための対策及び業務停止に陥らない対策並びに体制を整備すること。
- ⑤ 現場運用に即した、強固なセキュリティ対策の維持及び向上を実現すること。

TOPICS の更新の範囲は上記の 5 つの柱を満たすことを前提としますが、現有資産（情報システムを含む。）で活用できるものは有効活用することで更新費用を抑え、予算内の費用で確実に遂行する必要があります。また、本業務は、限られた期間で確実に遂行する必要があるため、病院業務全般及び情報システムに関する専門知識、ノウハウ、実績を持ち、かつ、当院の要望を正確に把握し、実現できる業者を選定することとします。さらに、本業務の提案は、システム構築からシステム稼働までではなく、稼働後の保守運用管理の体制についても対象とし、次のシステム更新まで継続して、当院の要望を正確に把握し、実現に向けて協働できる業者を採用したいと考えています。

1-2 本業務の構成

本業務は、2019年度から2024年度までを業務期間とする次の3つの業務から構成しています。

(1) システム開発・導入設定・データ移行等業務 (2019年度)

① システム開発等

- ・ プログラム開発、導入設定、各種試験等の業務を行うこと。なお、2020年1月稼働を目標とする。
- ・ また、本業務においては、サーバー及び端末の仮想化技術を維持することを前提とし、当院の現状に合わせた適応範囲及び運用規模についての調査及び構築を含むこととする。
- ・ 現有資産（部門システム、ネットワークその他タブレット端末等）を有効活用し、業務変更を最小限にすることや導入コストを抑制すること等を検討して、TOPICS全体が最適となる提案を行うこと。

② 既存システムの移行及びデータ移行

- ・ 現有システムが保有する既存データについて、当院と協議の上、必要なものはすべて更新するシステムに移行すること。
- ・ 既存システムから更新するシステムへの運用移行にあたって、当院と協議し運用支援にあたること。

③ プロジェクト管理

- ・ システム開発にあたり、当院で稼働中のシステムベンダーと緊密に連携、調整しながら適切に進行管理を行うこと。
- ・ プロジェクト管理にあたっては、プロジェクト管理に関する有資格者を配置する等、適切な人員を配置すること。
- ・ プロジェクト進行において、打合せ、ワーキング等の議事録作成、仕様変更や設定変更等によるドキュメントの変更、履歴管理を行うこと。

④ 操作研修、成果物の作成

- ・ システム導入時のシステム管理者並びに部門システム管理者、各マスタ管理者及び一般利用者に対する研修計画（時間数・講師派遣人数・研修内容・研修用器材の準備）を提案すること。
- ・ 本番稼働までに、システムとユーザー毎（全職員対象）に操作研修やリハーサルを行うこと。また、各種マニュアル（システムとユーザー毎の操作マニュアル、運用マニュアル、管理者用マニュアル等）を作成、納品すること。
- ・ システム構成図、システム設計書、データベーステーブル、マニュアル等、システム管理上必要なドキュメントを成果物として納品すること。

⑤ 初期運用支援、障害時対応

- ・ 本番稼働後の混乱防止、初期不良の改善等を目的として、稼働後6ヶ月間、SEを当院に常駐させる等の対応を行うこと。
- ・ 稼働後にシステム更新に伴う運用変更が必要となった場合は、円滑に運用されるよう運用提案を行うこと。
- ・ 障害発生時には、短時間で通常運用に復旧できるよう、体制を整えること。

(2) 稼動機器等の調達 (2019 年度)

- ・ 上記 1-2-(1)-①で開発、導入するシステム、ネットワーク等を正常稼動させるために必要なハードウェア、ソフトウェアの明細を提示し、調達及び設置を行うこと。
- ・ 院内ネットワーク整備に係る工事 (機器交換、LAN 配線等) については、提案依頼書に基づいて施工すること。
- ・ サーバー等の機器設置スペース及び電源設備等並び空調設備については当院が用意する。

(3) 維持管理業務 (2019 年度 1 月から)

- ・ 基幹システム及び部門システム並びにネットワーク全般に係るソフトウェア及び機器の保守業務、障害対応等について、提案に沿って協議の上、本提案募集により決定した業者と契約を予定している。
- ・ 保守業務及び運用管理については、TOPICS 全体を統括し、マルチベンダーにより TOPICS を構成する場合は、一括して請け負うこと。ただし、本業務以外で導入したものは除く。
- ・ 更新するシステムについては、導入費用、保守経費 (60 ヶ月分) とあわせて調達費用を提案すること。実際の調達機器等の詳細 (機種、台数等) については、提案に沿って協議の上、決定する。
- ・ 機器更新により不要となった機器は廃棄するものとし、個人情報の残っている機器又は個人情報が残っているおそれがある機器については、データ消去及び物理的破棄を行うこと。
- ・ 蓄積される情報は、当院の求めに応じて、通信・転送プロトコルや、蓄積されるデータのフォーマット、データの抽出方法等を当院の指定する一般的な形式で速やかに、かつ、無償で提供すること。
- ・ TOPICS に蓄積された情報は、統計、解析や研究等に利用できるようにすること。

1-3 提案募集

提案募集の概要等は次のとおりです。

(1) 概要

- ・ 本業務をより効率的・経済的に行うため、優れた機能、ノウハウ等を含む提案を広く募集し、開発及び運用 (保守) 等業務の導入業者を決定するものである。
- ・ 提案評価にあたっては主として 1-2 の業務に関して採点する。価格については、1-2 の業務期間中の総額について評価する。

(2) 名称

- ・ 市立豊中病院総合情報通信システム (TOPICS) 再整備等業務に係る提案

(3) 内容

- ・ 「市立豊中病院総合情報通信システム (TOPICS) 再整備等業務に係る提案依頼書」 (以下「提案依頼書」という。) に基づき、提案を作成すること。

(4) 主催者及び事務局

- ① 主催者

- ・ 市立豊中病院総合情報通信システム (TOPICS) 再整備等業務に係る提案選定会議(以下「選定会議」という。)
- ② 事務局
 - ・ 選定会議事務局 (以下「事務局」という。)

1-4 提案参加資格

本要項の「第2章 提案参加資格審査に関する事項」に基づく提案参加資格審査により、資格ありと認められた者のみ企画提案書等を提出できます。なお、本提案募集については、共同企業体による提案は認めません。

第2章 提案参加資格審査に関する事項

2-1 資格要件

本募集に参加する者は、企画提案書等の提出期日において、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めません。

- (1) 豊中市入札参加資格登録業者であること若しくは平成31年度・32年度豊中市入札参加資格登録業者の資格要件を有しており、豊中市入札参加資格審査申請に必要な書類の提出が可能なこと。
- (2) 平成30年(2018年)12月より遡って3年間の間に、市立豊中病院と同規模(500床)以上の施設への電子カルテシステム及び各部門システムを含む医療情報システムの構築、開発及び調達を一括で行った導入実績が1施設以上あること、若しくは提案する電子カルテシステムの導入においてシステムインテグレーター実績が3施設以上あること。
- (3) 電子カルテシステム及び部門システム等の構築及び調達(マルチベンダー方式)並びにシステム構築に必要な機器調達及び付帯工事、稼働後の運用管理等を一括で請け負うことができるシステムインテグレーション※能力があること。
- (4) 今回の導入及び稼働後の運用管理において、プロジェクトチームにプロジェクトマネジメントに関する資格取得者(PMP試験、プロジェクトマネージャ試験等)及び医療情報技師(上級医療情報技師が望ましい)が含まれること。
- (5) 医療情報システム導入において、仮想化技術の導入経験があり、クライアント端末600台以上でシンクライアント環境を稼働させた実績が1施設以上であること若しくはシステムインテグレーター実績が2施設以上であること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていない、若しくは、それに準ずる行為を行っていないこと。
- (8) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (9) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 条）第 381 条第 1 項（会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (10) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (11) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画許可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなします。
- (12) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (13) 契約保証金の納付手続きが可能なこと。

※ システムインテグレーション

顧客の業務内容を分析し、問題に合わせた情報システムの企画、構築、運用等を一括して行うこと。システムの企画・立案からプログラムの開発、必要なハードウェア・ソフトウェアの選定・導入、完成したシステムの保守・管理までを総合的に行うことをいう。

2-2 募集要項、提案参加申込書等の交付

(1) 交付期間

- 平成 31 年（2019 年）1 月 15 日（火）午後 2 時から同年 2 月 4 日（月）午後 5 時まで（ただし、土、日、祝日を除く、平日午前 9 時から午後 5 時まで）

(2) 交付場所

- 市立豊中病院医療情報室（管理棟 4 階コンピュータ室）

(3) 交付方法

- 交付期間中に交付場所にて、提案参加申込書類受取書を提出し、提案依頼書などの参加申込関連書類を受け取ってください。
- 受取りの際に、提案参加資格要件について確認させていただきます。

2-3 参加申込みに関する質問及び回答

(1) 質問受付

- ・ 参加申込みに関する質問は、平成 31 年（2019 年）1 月 15 日（火）午後 2 時から同年 2 月 4 日（月）の午後 5 時までに電子メール(info@chp.toyonaka.osaka.jp)により提出してください。
- ・ メールアドレスの件名「システム選定質問」とし、質問書に質問の要旨を簡潔に記入し送信してください。
- ・ 電話での質問は受け付けません。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、こちらから質問者への電話で問い合わせする場合があります。
- ・ 平成 31 年（2019 年）1 月 18 日（金）午前 10 時 30 分より当院管理棟 5 階講堂にて提案募集に関する説明会を実施します。
- ・ 施設の視察等を希望される事業者は担当宛まで連絡してください。ただし、視察内容によっては対応ができない場合があります。

(2) 質問回答

- ・ 質問に対する回答は、随時受付けて担当者に直接回答を行います。
- ・ すべての提案参加業者に対して周知が必要な事項については、電子メールにより平成 31 年（2019 年）2 月 8 日（金）午後 5 時までに回答します。
- ・ 質問メールを受け付けた際は翌運営日（月～金）の午後 5 時までに受信確認メールを差し上げます。返信がなかった場合には、ご確認ください。

2-4 提案募集に関する質問及び回答

(1) 質問受付

- ・ 提案依頼書等に関する質問があるときは、平成 31 年（2019 年）1 月 15 日（火）午後 2 時から同年 2 月 4 日（月）の午後 5 時までに、電子メール(info@chp.toyonaka.osaka.jp)により提出してください。
- ・ メールアドレスの件名「システム選定質問」とし、質問書に質問の要旨を簡潔に記入し送信してください。
- ・ 電話での質問は受け付けません。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、こちらから質問者への電話で問い合わせする場合があります。

(2) 質問回答

- ・ 質問に対する回答は、すべての参加申込書関連書類を受け取った業者に対して電子メールにより平成 31 年（2019 年）2 月 8 日（金）午後 5 時までに回答します。ただし、参加資格条件を満たさなかった事業者には、回答いたしません。

2-5 参加表明手続き・企画提案書等作成要領

(1) 提案内容

本業務の目的、仕様書の内容を十分に理解したうえで、次の様式により企画提案書等を作成してください。

(2) 企画提案書等の構成及び様式

提出書類の内容	内 容	様 式
参加申込書	正本のみ企業代表者印（豊中市の業者登録に使用の印鑑。以下同じ）を押印し、残りの副本は複写可とします。	様式 1
会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ■商号又は名称 ■代表者名 ■設立年月日 ■本店所在地 ■営業拠点数 ■従業員数 ■資本金 ■沿革 ■業務内容 ■ISO登録の有無 ■プライバシーマーク認定の有無 	様式 2
業務実績	500床以上の病床数を有する病院における医療情報システム開発等業務実績	様式 3
経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 28 年度及び平成 29 年度の財務諸表（直近の 2 期分） 	別添として提出してください。
提案書	<ul style="list-style-type: none"> ■市立豊中病院総合情報通信システム（TOPICS）再整備等業務に係る提案書 ■システム評価ポイント（TOPICS 再整備等業務詳細）提案書 ■個別機能回答書及び機能仕様書 ■市立豊中病院総合情報通信システム再整備等業務見積書 <ul style="list-style-type: none"> ※正本：要押印したもの ※提案依頼書に基づき作成すること。 ※各項目に詳細見積書を添付すること。 ■市立豊中病院総合情報通信システム再整備等業務経費総括表（様式 4） ■再整備・運用スケジュール ■システム構成図 ■ネットワーク等構成図 <ul style="list-style-type: none"> ※ネットワーク機器の一覧及び性能を記入すること。 ■導入ハードウェア機器等一覧 <ul style="list-style-type: none"> ※インストールのソフトウェアとサーバーの性能、台数を記入すること。 ■ソフトウェア及びライセンス数等一覧 	別添として提出してください。

提出書類の内容	内 容	様 式
	■パンフレット類	
処分歴	■入札参加停止又は入札参加除外措置の有無 ■契約解除の有無 ■書面での警告	様式5

(3) 提出方法

- ①事務局あてに持参（土日及び時間外は受け付けない。）してください。
- ②提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。
- ③提出書類に不備等が発見された場合は補正を求めることがあります。
- ④提出期限後の差替えは認めません。（市立豊中病院が補正等を求める場合を除く。）
- ⑤提案書の様式は特に限定しないが、提案内容が分かりやすく、明快となるよう工夫してください。
- ⑥企画提案書等は返却いたしません。

(4) 提出先

市立豊中病院 事務局 医療情報室 担当：佐々木、山口、櫻田

住 所：〒560-8565 豊中市柴原町4-14-1

電 話：06-6843-0101（代表）

E-mail：info@chp.toyonaka.osaka.jp

市立豊中病院ホームページ [URL:https://www.chp.toyonaka.osaka.jp/](https://www.chp.toyonaka.osaka.jp/)

(5) 提出期間：平成31年（2019年）2月12日（火）午前9時から

同年2月15日（金）午後4時30分まで

(6) 提出部数

提出部数：正本1部、副本20部、電子媒体1部

形 式：A4 縦左端綴

※提出資料は項目毎のインデックスを付け、全体をフラットファイル等で綴ること。

※提案書は、紙媒体と電子媒体（CD-ROM 若しくはDVD-R）を提出すること。なお、電子媒体の表面には社名を記載すること。

(7) 注意事項・著作権の取扱い等

- ・企画提案書等の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出に応じません。
- ・企画提案書等の著作権は提案者に属しますが、審査等において必要な範囲で複製を行なう場合があります。

2-6 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない者及び提案参加資格審査において虚偽の申込を行った者が提案したとき。選定会議事務局から提案参加資格を認められた者であっても、最優秀提案者の決定時点において2-1に掲げる資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書等を提出しないとき。
- (3) 2つ以上の提案をしたとき。
- (4) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者が提案したとき。
- (6) その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

2-7 審査方法

(1) 審査方法

- ・ 豊中市職員で構成する選定会議を設置し、審査します。
- ・ 審査は2段階で行い、第1次審査は書類審査、第2次審査はプレゼンテーション審査とします。
- ・ 審査は、(2)で定める審査項目に基づき、選定会議の各委員が採点を行う方式とします。
- ・ 提案者が5者未満の場合は第1次審査と第2次審査を同時に行います。
- ・ 第1次審査は、事務局が書類を審査し、上位4者を第2次審査参加者とします。
- ・ 第2次審査は、各委員が企画提案書等、ヒアリング及びプレゼンテーションの内容で審査して採点し、全委員の合計得点が最も高い提案者を第一優先交渉者に選定します。ただし、合計得点の最も高い提案者が2者以上あったときは、当該提案者の中から委員の多数決によって、第一優先交渉者を選定します。また、合計点数が満点の50%以上を満たす提案者がいない場合は、第一優先交渉者を選定せず、別途、再審査あるいは再募集を行うものとします。
- ・ 第2次審査（プレゼンテーション）の内容は以下のとおりです。
 - ①発表時間等：30分程度（1提案者につき20分程度のプレゼンテーションのあと、質疑・応答することとします。）
 - ②機材等：パワーポイント等使用する場合の必要な機材はすべて、提案者が用意すること。スクリーン、プロジェクター、電源の貸し出しが必要な場合は事前に申出ること。
 - ③プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とする。
 - ④その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて提案者の雇用する従業員とします。

(2) 審査項目

評価事項	評価項目	配点
業務受託実績	500床以上の病床数を有する病院における医療情報システム開発等業務実績	10点

評価事項	評価項目	配点
経営状況	平成28年度及び平成29年度の財務諸表	10点
実施体制	TOPICS再整備の実施体制について評価する。	20点
実施期間	TOPICS再整備の完了までのスケジュールについて評価する。	20点
システム構成全般 (90点)	システムの再整備等の対象範囲(網羅性)の適正を評価する。	30点
	システムの再整備等の対象範囲のハードウェアの再整備の提案基準を評価する。	30点
	システムの再整備等の対象範囲のソフトウェアの再整備の提案基準を評価する。	30点
システム基本要件 (200点)	基幹システム(電子カルテシステム・医事システム)の要件について評価する。	100点
	部門システムの要件について評価する。	100点
TOPICS再整備等 業務詳細 (300点)	システムのレスポンス・業務効率の向上・地域連携・厚生労働省標準規格への対応を評価する。	50点
	システム長期利用に向けての対応を評価する。 (OSのMicrosoft Windows10対応等を含む。)	100点
	より質の高い医療サービスを提供するため、医療安全対策・病院運営に貢献できる情報基盤を実現するための対応を評価する。	50点
	万一のシステム障害に備え、データの滅失を防止するための対策及び業務停止に陥らない対策並びに体制を評価する。	50点
	現場運用に即した、強固なセキュリティ対策の維持及び向上に向けた対策を評価する。	50点
保守体制等	システム再整備後の保守体制について評価する。	30点
その他	特に有用と思われる独自の提案等について評価する。	20点
計		700点

評価事項	評価項目	配点
価格提案	提案金額に応じて評価 価格評価の算出方法 価格評価点の点数化は、市立豊中病院総合情報通信システム再整備等業務経費総括表（様式4）に記載された提案価格について、下記に基づき行います。 ※価格については、開発等業務に係るイニシャルコスト（調査、設計、開発、テスト、導入作業、ハードウェア、ソフトウェア及びライセンス費用、研修、運用フロー及びマニュアル作成等）、ランニングコスト（運用管理費・保守費用等）をすべて評価対象とする。	300点
合 計		1000点
公告日から過去3年以内の処分歴	入札参加停止又は入札参加除外措置の有無	-40点
	契約解除の有無	-50点
	書面での警告	-10点

※提案審査については、提出された提案の内容について、選定会議の委員による評価、選定会議でのプレゼンテーションによる評価も含め、総合力に優れた提案ベンダーを選定することとする。

※提案依頼書の要求事項について評価点を設定し点数化する。提案依頼書の要求事項を超えた提案があった場合は、加算の対象とする。

（3）審査スケジュール

第1次審査：平成31年2月中旬で実施予定

第2次審査：平成31年2月下旬で実施予定

※日程、時間、場所等の詳細は、提案者全てに別途通知します。

（4）結果通知

第2次審査結果は、平成31年（2019年）3月1日（金）に文書で通知します。なお、病院と仕様並びに価格等協議の上、病院の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、第一優先交渉者の通知をもって本業務の受託者を約するものではありません。また、審査結果は、同日に市立豊中病院ホームページ上で公表します。

第3章 契約に関する事項

3-1 仕様書の作成と契約の締結

市立豊中病院総合情報通信システム（TOPICS）再整備等業務の契約については、提案依頼書及び契約候補者の企画提案書等の記載事項並びに現状の運用フローとシステムの機能を調査した内容を踏まえ、市立豊中病院と契約候補者の両方で協議の上、追加・変更・削除を行い、契約に必要な仕様書等を作成し契約を締結します。

3-2 契約代金の支払時期

上記に係る契約代金については、契約満了後に全額を支払うものとします。(詳細については、契約候補者と別途協議して決定します。)

3-3 契約保証金

契約保証金については、豊中市病院事業会計規程に準ずるものとします。

第4章 その他事項

4-1 募集要項等の遵守

提案募集に参加する者は、この募集要項等を熟読し、これを遵守することとします。また、市立豊中病院の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、不穏当な言動等により、正常な提案の執行を妨げたり、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければなりません。また、提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

4-2 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出については、持参してください。

4-3 提案募集に参加するため係る費用の負担

提案募集に参加するために必要な費用は、提案者の負担とします。

4-4 言語及び通貨

提案募集、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

4-5 当院に関する情報の目的外での利用の禁止

当院から提供した資料・情報(個人情報を含む)や本募集の中で知り得た情報については、当院への提案作成にのみ利用するものとし、目的外の利用を禁止します。

以上

(様式1)

平成 年 月 日

(あて先) 豊中市病院事業管理者

(提出者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

電話番号

FAX番号

E-MAIL

参加申込書

市立豊中病院総合情報通信システム(TOPICS)再整備等業務に係る提案募集要項に基づく企画提案競争への参加を申込みます。

なお、参加資格要件をすべて満たしていることを誓約し、提出書類に記載した事項はすべて事実と相違ありません。

当該誓約に違反があった場合には、一方的に審査手続きから除外されても異議ありません。

(様式2)

(提出者名) _____

会 社 概 要

会社の概要を記載すること。

項目	記載内容	
商号又は名称		
代表者名		
設立年月日		
本店所在地		
営業拠点数	ヶ所 (うち大阪府内 ヶ所)	
従業員数	役員	名
	正社員	名
資本金		
沿革		
業務内容 (具体的に記載すること。)		
豊中市入札参加資格登録業者の有無	有 ・ 無	
I S O登録の有無 (有の場合はI S Oの種類, 登録番号 及び登録活動範囲を記載すること。)	有 ・ 無	種類, 登録番号及び登録活動範囲
プライバシーマーク認定の有無 (有の場合は認定番号を記載すること。)	有 ・ 無	認定番号

※ 補足資料として会社案内等のパンフレットを添付しても構いません。

(様式3)

(提出者名) _____

業務実績に関する提案書

- ・ 500 床以上の病床数を有する病院における医療情報システムの導入実績
- ・ 仮想化技術の導入経験及びシンクライアント環境 600 台以上での稼働実績
- ・ 今回の導入及び稼働後の運用管理に従事できる資格取得者

※受託実績には、再委託、下請け、労働者派遣契約は含まないものとする。

※実績及び資格取得について、予定は認めない。

【導入及び稼働実績】

病院名 (業務)	病床数	受注時期	稼働時期	端末数	仮想
【記載例】 市立〇〇病院 (一括導入)	500床	平成20年4月1日	平成20年10月1日	1000	○

【今回の導入及び稼働後の運用管理に従事できる資格取得者】

資格名	人数
【記載例】 PMI 認定 PMP® 資格	3名
医療情報学会認定 医療情報技師	

市立豊中病院総合情報通信システム再整備業務経費総括表

★価格点評価対象

金額には消費税等額を含まない。
単位：円

	金 額	備 考
1. 導入費用（開発経費）	円	基本要件部分のソフトウェア開発経費、既存データの移行に要する経費、サーバ等のセットアップや研修などの付帯業務経費及び初期運用支援に要する経費の合計額を記載すること。
2. 導入費用（機器経費）	円	サーバ機器、端末、プリンタ、ネットワーク等のハードウェアの調達、設置費用等を合算した額を記載すること。
3. 保守経費	円	システム運用保守、定期バージョンアップ、障害対応、導入機器保守等に必要の保守経費(60ヶ月分)を記載すること。
総 額	円	

(様式5)

(提出者) _____

公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無

【確認事項】 下記、1～4について該当する項目にチェック(✓)を入れてください。

1. 本市の入札参加停止措置又は入札参加除外措置の有無

公募開始日から過去3年以内に入札参加停止措置又は入札参加除外措置を受けたことがない。

公募開始日から過去3年以内に6か月未満の入札参加停止措置又は入札参加除外措置を受けたことがある。

公募開始日から過去3年以内に6か月以上の入札参加停止措置又は入札参加除外措置を受けたことがある。

※措置の内容、期間及び終期がわかる書類を添付すること。

2. 国又は他の自治体の入札参加停止措置又は入札参加除外措置の有無

公募開始日から過去3年以内に入札参加停止措置又は入札参加除外措置を受けたことがない。

公募開始日から過去3年以内に6か月未満の入札参加停止措置又は入札参加除外措置を受けたことがある。

公募開始日から過去3年以内に6か月以上の入札参加停止措置又は入札参加除外措置を受けたことがある。

※措置の内容、期間及び終期がわかる書類を添付すること。

3. 契約解除の有無

公募開始日から過去3年以内に本市から契約解除を受けたことがない。

公募開始日から過去3年以内に本市から契約解除を受けたことがある。

※契約解除通知書の写しを添付すること。

4. 書面での警告の有無

公募開始日から過去3年以内に本市から書面による警告を受けたことがない。

公募開始日から過去3年以内に本市から不正又は不誠実な行為を理由として、書面による警告を受けたことがある。

※ 書面による警告の写しを添付すること。

平成 年 月 日

(提出者)

会社名

担当者

連絡先

質 問 書

市立豊中病院総合情報通信システム（TOPICS）再整備等業務に係る提案募集について、次の事項を質問します。

○ 該当する項目に☑してください。

- 募集要項に関する質問
- 提案依頼書に関する質問

質問事項

※質問事項には、質問のタイトル、質問の資料（募集要項、仕様書、様式等）及び該当箇所を必ず記載すること。